

# 山口県報

令和6年  
4月19日  
(金曜日)

## 目次

○告示	指定納付受託者の指定の解除(税務課).....	一
	指定納付受託者の指定(税務課).....	一
	指定納付受託者の変更の届出(税務課).....	二
	解除予定保安林(宇部市)(森林整備課).....	二
	漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....	二
○公告	令和六年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課).....	二
	令和六年度消防設備士講習の実施(消防保安課).....	四
	土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....	五
	令和六年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....	五
	契約の締結(会計課).....	六
○選管告示	不在者投票のできる老人ホームの指定.....	六
	不在者投票のできる保護施設の指定.....	六
	不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....	六
	不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示の一部改正.....	七
○企業管理規程	山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程.....	七



### 山口県告示第百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定を次のとおり解除した。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 指定の解除に係る歳入  
つながらる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 解除の日  
令和六年四月一日

### 山口県告示第百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
- 指定納付受託者に納付させる歳入  
つながらる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 指定の日  
令和六年四月一日





〃 〃 一八 午後一時から 下関市消防訓練センター  
 午後四時まで  
 〃 〃 一一、七 午前九時から 萩市江向五一〇  
 正午まで 萩市総合福祉センター  
 〃 〃 一四 午後一時から 下松市消防本部  
 午後四時まで

三 受講申請書の提出期限及び提出先  
 各講習実施日の四週間前までに、受講場所の所在する地区の危険物安全協会又は山  
 口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三一〇八二二)一般社団法人山口県危険物安  
 全協会連合会に提出すること。

四 提出書類

受講申請書

五 受講手数料

五千三百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収  
 入証紙には、消印をしないこと。

六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本  
 部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三―二三九  
 九)又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三一九三三―七七九  
 九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を  
 貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七八) 令和六年度消防設備士講習の実施

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、令和六年度  
 消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は  
 乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

日 時 場 所  
 令和六、九、一九 午前九時三十分から 山口市湯田温泉五丁目一番一号  
 午後五時まで 山口県婦人教育文化会館

(二) 警報設備

日 時 場 所  
 令和六、一〇、九 午前九時三十分から 山口市湯田温泉五丁目一番一号  
 午後五時まで 山口県婦人教育文化会館

(三) 避難設備・消火器

日 時 場 所  
 令和六、一〇、二二 午前九時三十分から 山口市湯田温泉五丁目一番一号  
 午後五時まで 山口県婦人教育文化会館

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の  
 (一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和六年七月三十日(火曜日)から同年八月十三日(火曜日)までの間に、山口市  
 葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三一〇八二二)一般社団法人山口県消防設備協会  
 に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

七 受講手数料  
た無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三―二三九九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三―七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(七九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

令和四年九月二十日

一 事業の名称

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

鳥獣侵入防止施設

三 工事完了の時期

令和四年三月四日

一 事業の名称

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事完了の時期

令和二年十一月六日

(八〇) 令和六年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、令和六年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習会の種別

家畜体内受精卵移植に関する講習会

二 開催場所

美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和六年七月三日(水曜日)から同月二十六日(金曜日)まで

四 受講者の予定人員

十人程度

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

区 分	科 目
学 科	体内受精卵移植概論 受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植
実 習	体内受精卵の処理及び保存 受精卵の移植

七 受講申込書の提出期限

令和六年五月十七日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定  
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料  
三万八千三百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他  
この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課（電話〇八三一九三三―三四三四）又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

(八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
財務会計システム運用維持管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額  
一億六百七十二万六千九百五十円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和六年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
社会福祉法人下関市社会福祉事業団	養護老人ホーム陽光苑	下関市大字永田郷一五八の一			令和六、三、一九				

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる保護施設を次のとおり指定した。

令和六年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
社会福祉法人下関市社会福祉事業団	救護施設梅花園	下関市大字永田郷四五九の四			令和六、三、一九				

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

「下関市陽光苑	下関市大字永田郷一五八の一	昭和三八、一二、一六
養護老人ホーム松涛園	豊北町大字神田上一八九	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

を「養護老人ホーム松涛園  
三 下関市豊北町大字神田上一八九 昭和三八、一二、一六」  
に改める。

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「下関市梅花園	下関市大字永田郷四五九の四	昭和四三、六、四
さつきの里	周南市五月町一二番二号	〃 〃 〃
を「さつきの里	周南市五月町一二番二号	昭和四三、六、四」

に改める。



山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年四月十九日

山口県公営企業管理者 弘田隆彦

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 災害応急作業等手当

第七条の三第一項及び第二項中「及び」を「又は災害応急作業等手当に係る作業及び」に改め、同条第三項中「業務、」を「業務又は災害応急作業等手当に係る作業並びに」に改め、「が利水業務手当」の下に「又は災害応急作業等手当」を、「利水業務手当」の下に「及び災害応急作業等手当のうち最高の額の特種勤務手当の一」を加える。

る。

附則

この管理規程は、令和六年四月十九日から施行し、改正後の山口県企業局職員給与規程の規定は、同年一月一日から適用する。

令和六年四月十九日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
庁